

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令について (概要)

平成25年5月
総務省人事・恩給局

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号。以下「退職給付見直し法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定について、次のとおりの施行期日とするものである。

- (ア) 定年前に退職する意思を有する職員の募集等の導入→「平成25年6月1日」
(国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第2章中第8条の次に一条を加える改正規定及び退手法目次の改正規定)
- (イ) 退職理由を号建てにする等の所要の規定の整備 →「平成25年11月1日」
(退手法第3条から第5条まで、第6条の4第4項、第11条第2号及び第14条第1項第2号の改正規定並びに退職給付見直し法附則第5条)
- (ウ) 定年前早期退職特例措置の拡充 →「平成25年11月1日」
(退手法第5条の3及び第6条の3の改正規定)